#### **Press Release**

報道関係者 各位

平成30年8月31日 〔照会先〕 埼玉労働局労働基準部 健康安全課長 塩野七重

電話番号 048-600-6206

平成30年度の「全国労働衛生週間」が、

## こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

をスローガンとして、10月1日から10月7日まで実施されます。(準備期間は9月1日から9月30日まで)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で68回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会の開催など、さまざまな取組が展開されます。(別添「実施要項」参照)

埼玉労働局及び管下労働基準監督署では、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定)に基づく、治療と仕事の両立支援の推進や、改正労働安全衛生法に基づく産業医・産業保健機能の強化、ラベル表示や安全データシート(SDS)の交付といった化学物質による健康障害防止対策の徹底、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進などについて、各地区労働基準協会と連携し、全国労働衛生週間説明会等を実施(別紙参照)することとしています。

<平成30年度「全国労働衛生週間」スローガン

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

<実施期間>

本週間 平成 30 年 10 月 1 日 (月) から 10 月 7 日 (日) まで 準備期間 平成 30 年 9 月 1 日 (土) から 9 月 30 日 (日) まで

<実施事項>

全国労働衛生週間説明会(各地区労働基準協会主催)(詳細は別紙)

#### 1 業務上疾病の現状と取組

#### (1) 現状

埼玉労働局管内における平成29年の休業4日以上の業務上疾病者数は671人で、前年を86人上回りました。

平成26年以降は500人を超え、高止まりの状況となっています。(図1、表1参照)

平成29年に発生した休業4日以上の業務上疾病について傷病別にみると、最も多いのは 負傷に起因する疾病で、456人と全体の2/3を超えています。このうち腰痛が最も多くいわゆ るギックリ腰などの腰痛(災害性腰痛)が312人、「負傷によらない業務上の腰痛(非災害性腰 痛)」の50人と合わせると業務上疾病全体の半数以上を占めています。

次に多いのが、「異常温度条件による疾病」で 64 人となっており、このうち 22 人が熱中症で した。

#### (2)対策

腰痛に関しては、発生頻度の高い社会福祉施設等の事業者に対し、説明会や事業者団体に対する要請を行うなどにより、作業方法の改善等の腰痛予防対策を進めています。

また、熱中症に関しては、全国安全週間の準備期間(7月中)に実施した説明会の他、あらゆる機会を利用して、予防対策の徹底を求めました。

#### 2 メンタルヘルス対策の現状と取組

#### (1) 現状

厚生労働省で行っている労働安全衛生調査(実態調査)(平成28年)によると、現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事項があると回答した労働者の割合は、59.5%(平成27年調査55.7%)となっています。

また、埼玉労働局管内における平成29年の精神障害に係る労災請求件数は71件(前年48件)であり、依然として高い水準に位置し増加傾向にあります。同年の認定件数は18件となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組が重要な課題となっています。

このような状況下で、労働安全衛生法が改正され、平成27年12月より、労働者数50人以上の事業場においては、常時使用する労働者に対して、ストレスチェック制度の実施が義務付けられています。

#### (2)対策

埼玉労働局では、ストレスチェック制度の実施の他、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先の設置などを指導しています。

また、埼玉産業保健総合支援センターセンター内に相談窓口(電話:048-829-2661)を設置しており、相談対応や、個別訪問支援や教育・研修の実施といった各種支援事業を行っています。

なお、厚生労働省では、メンタルヘルス等に関連したホームページを開設しています。 (働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』)

> http://kokoro.mhlw.go.jp こころの耳 で検索

#### 3 その他の取組

#### (1)化学物質対策

労働安全衛生法により、①事業場におけるリスクアセスメントの実施、②譲渡提供時の安全データーシート(SDS)の提供、③譲渡提供時の容器等へのラベル表示の3点が義務付けられる危険・有害な化学物質として、本年30年6月から石綿が追加され、更に本年7月1日からアスファルト等が追加となり、現在は673物質となっています。

この法規制は、業種や規模を問わず適用されることから、埼玉労働局では、あらゆる業種の事業場を対象に、集団説明会等の機会を捉え、法改正に関する周知を行っています。

#### (2)休養、清潔保持のための環境整備

労働安全衛生法により、①夜間に労働者に睡眠を与える必要がある場合や、就業中に仮眠する機会がある場合の睡眠又は仮眠の設備は男女別に設置すること、②常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する場合の休養室又は休養所は男女別に設置すること等が義務付けられています。

埼玉労働局では、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持のための事業者が講ずべき措置について、徹底が図られるよう周知を行っています。

図1:埼玉労働局管内における業務上疾病発生状況(労働者死傷病報告による)

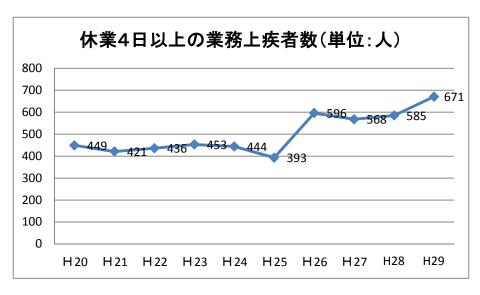


表 1: 傷病別の休業 4 日以上の業務上疾病発生状況 (労働者死傷病報告による)

		1)1 11/	///IJU	ユゾノ	/L (/J	1201. D /	□ 1997 / F 3	TK LI (	- 50 0	/
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
疾病	318	262	272	256	235	249	296	306	428	456
に起因する腰痛)	260	225	235	195	155	197	219	230	277	312
業務上の腰痛	11	16	19	72	92	33	123	76	38	50
こよる疾病	29	42	65	58	62	57	78	85	59	64
· 手	24	6	9	13	13	12	22	15	19	17
疾病	7	7	10	7	5	5	13	13	6	14
肺合併症	21	11	5	17	4	7	6	5	4	9
	39	77	56	30	33	30	58	68	31	61
計	449	421	436	453	444	393	596	568	585	671
	族病 に起因する腰痛) 業務上の腰痛 こよる疾病 等 疾病 肺合併症	H20       5疾病     318       に起因する腰痛)     260       業務上の腰痛     11       こよる疾病     29       等     24       5疾病     7       肺合併症     21       39	H20     H21       5疾病     318     262       に起因する腰痛)     260     225       業務上の腰痛     11     16       こよる疾病     29     42       等     24     6       5疾病     7     7       肺合併症     21     11       39     77	H20     H21     H22       5疾病     318     262     272       に起因する腰痛)     260     225     235       業務上の腰痛     11     16     19       こよる疾病     29     42     65       等     24     6     9       9疾病     7     7     10       肺合併症     21     11     5       39     77     56	H20     H21     H22     H23       5疾病     318     262     272     256       に起因する腰痛)     260     225     235     195       業務上の腰痛     11     16     19     72       こよる疾病     29     42     65     58       等     24     6     9     13       35疾病     7     7     10     7       肺合併症     21     11     5     17       39     77     56     30	H20     H21     H22     H23     H24       6疾病     318     262     272     256     235       に起因する腰痛)     260     225     235     195     155       業務上の腰痛     11     16     19     72     92       こよる疾病     29     42     65     58     62       等     24     6     9     13     13       35疾病     7     7     10     7     5       肺合併症     21     11     5     17     4       39     77     56     30     33	H20     H21     H22     H23     H24     H25       6疾病     318     262     272     256     235     249       に起因する腰痛)     260     225     235     195     155     197       業務上の腰痛     11     16     19     72     92     33       こよる疾病     29     42     65     58     62     57       存     24     6     9     13     13     12       35疾病     7     7     10     7     5     5       肺合併症     21     11     5     17     4     7       39     77     56     30     33     30	H20   H21   H22   H23   H24   H25   H26   H25   H26   H25   H26   H25   H26   H2	H20   H21   H22   H23   H24   H25   H26   H27     5疾病   318   262   272   256   235   249   296   306     に起因する腰痛   260   225   235   195   155   197   219   230     業務上の腰痛   11   16   19   72   92   33   123   76     こよる疾病   29   42   65   58   62   57   78   85     年	H20   H21   H22   H23   H24   H25   H26   H27   H28   H26   H27   H26   H27   H28   H26   H27   H26   H27   H28   H26   H27   H26   H27   H28   H26   H27   H26   H26   H27   H28   H28   H28   H26   H28   H26   H28   H26   H28   H28   H28   H26   H28   H2

# 第69回全国労働衛生週間

平成30年10月1日(月)~7日(日)[準備期間:9月1日~30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。69回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

## こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

#### 10月1日~7日

# 全国労働衛生週間に実施する事項

- 1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
- 3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

#### 9月1日~30日

#### 準備期間 に実施する事項

(1)

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

(1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- (2) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (3) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (6) その他の重点事項

過重労働に よる健康障 害防止	OP THE PART OF THE
(2) メンタルへ ルス対策	①衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善②4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外支援によるケア)推進に関する教育研修等③労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備④ストレスチェック制度の適切な実施⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施⑥産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用等
(3) 治療と仕事 の両立支援	
(4) 化学物質に よる健康障 害防止	
(5) 石綿による 健康障害防 止対策	
(6) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての周知啓発、喫煙室等の設置に対する助成などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進

③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底

#### 2. 労働衛生3管理の推進など

- 3. 作業の特性に応じた事項
- 4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

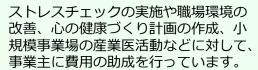
#### 主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

#### 産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター(産保センター)」では、 職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支 援」などの産業保健活動を支援するため、企業への 訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、 その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師に よる健康相談などを提供しています。

http://www.johas.go.jp/shisetsu/ tabid/578/Default.aspx

#### 産業保健総合支援センター





【労働者健康安全機構】

0570 - 783046



https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx

#### 産業保健関係助成金



#### 治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載 しています。また、都道府県ごとに両立支援チーム を設置し、地域の取組を推進しています。

サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/0000115267.html



#### 治療と仕事の両立

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を 創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を 支援しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000162833.html



#### 治療と仕事の両立支援 助成金



#### 腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とし、 腰痛予防に関する講習会を実施しています。

http://www.jisha.or.jp/seminar/ health/h3700 youtsu.html



#### 腰痛予防対策講習会



#### メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等を 掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラ ム」(無料)がダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro udoukijun/anzeneisei12/

# 

#### メンタルヘルス対策・過重労働対策



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの 耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置している ほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルへ ルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解彰 サイト, https://kokoro.mhlw.go.jp/



こころの耳



#### 化学物質管理

「**ラベルでアクション**」をキャッチフレー ズに、リスクアセスメントを着実に実施し ていただくため、化学物質を取り扱う事業 場で役立つ情報を掲載しています。



http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an zen/kag/kagaku\_index.html



**金** 

職場のあんぜんサイト 化学物質



#### 受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支 援するために、喫煙室の設置に必要な経費 の助成などの支援事業を行っています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/s eisakunitsuite/bunya/koyou r oudou/roudoukijun/anzen/kit suen/index.html



職場 受動喫煙



#### 働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選 択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推 進することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟 な働き方の実現等のための措置を講じます。 

サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunits uite/bunya/0000148322.html

働き方改革



主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 替 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

#### 平成 30 年度全国労働衛生週間実施要綱

#### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎える。この間、 全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的 労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は200件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然 として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 56.6% (平成 28 年労働安全衛生調査 (実態調査)) にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は 37.1%である。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート (SDS) の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ 60.0%、51.6% (平成28 年労働安全衛生調査 (実態調査) 特別集計) にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030 年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」((平成29年3月働き方改革実現会議決定))等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとして

いる。また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタル ヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」 に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的に サポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート (SDS) の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を 図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

#### 2 スローガン

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

#### 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

#### 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

#### 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業·木材製造業労働災害防止協会

#### 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

#### 7 実施者

各事業場

#### 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

#### 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

#### 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他 労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

#### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

- (7) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
  - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の 改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進や過重 労働対策を積極的に推進する旨の表明
  - c 改正労働安全衛生規則(平成29年6月1日施行)に基づく、長時間労働者に 関する産業医への情報提供等の実施の徹底
  - d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施 の徹底

- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報 提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
  - a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、 実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が 安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及び これを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発 見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 自殺予防週間(9月10日~9月16日)等をとらえた職場におけるメンタル ヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成 28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号)に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (I) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質(SDS 交付義務対象物質)に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全 データシート (SDS) 交付の状況の確認

- b SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険 有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味す るものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染 時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
  - (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の 徹底
  - (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
  - a 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者 の石綿ばく露防止対策の徹底
    - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
    - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
    - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修 等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
    - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断 熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞取 り等の実施
    - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合 (不明な場合を含む。) における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
  - c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
    - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
    - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (カ) その他の重点事項
  - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 腰痛予防対策指針(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく以下 の対策の実施
    - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。) の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 職場における受動喫煙防止対策の推進
  - (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な 受動喫煙防止対策の実施
  - (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - (c) 支援制度(専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- c 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策 の徹底
  - (a) WBGT 値(暑さ指数)の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、 作業時間の見直し及び単独作業の回避
  - (b) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の摂取
  - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
  - (d) 救急措置の事前の確認と実施

#### イ 労働衛生3管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
  - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
  - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及 びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日~9月30日)として、以下の事項を重点的に実施

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報 提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健 指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健 指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向 上教育の実施
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の 促進

#### ウ 作業の特性に応じた事項

- (7) 粉じん障害防止対策の徹底
  - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化 月間」(9月1日~9月30日)としての次の事項を重点とした取組の推進
    - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (d) じん肺健康診断の着実な実施
    - (e) 離職後の健康管理の推進
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- (I) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (オ) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業にお

ける労働衛生管理対策の推進

- (カ) 石綿障害予防対策の徹底
  - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
  - b 石綿製品の全面禁止の徹底
  - c 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者 の石綿ばく露防止対策の徹底
  - d 離職後の健康管理の推進
- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- エ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進 東日本大震災に関しては(ア)~(ウ)の取組、平成 28 年熊本地震に関しては(ア)の取 組を実施する。
  - (ア) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんば く露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
  - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

## 平成30年度 全国労働衛生週間説明会

協会名	月日	時間	会場
浦和	9月10日(月)	14:00~16:00	新座市商工会館
	9月11日(火)	14:00~16:00	浦和コミュニティセンター
	9月13日(木)	14:00~16:00	和光市役所
川口	9月4日(火)	13:30~16:20	川口総合文化センター
	9月5日(水)	14:00~16:00	上尾市プラザ22
大宮	9月7日(金)	14:00~16:00	鴻巣市市民活動センター
	9月18日(火)	14:00~16:00	さいたま市産業振興会館
	9月3日(月)	14:00~16:00	熊谷文化創造館さくらめいと
	9月5日(水)	9:30~11:30	本庄商工会議所
熊谷	9月5日(水)	14:00~16:00	児玉文化会館セルディ
	9月6日(木)	9:30~11:30	寄居町商工会
	9月6日(木)	14:00~16:00	上柴公民館(深谷)
川越	9月7日(金)	14:00~16:00	埼玉医科大学かわごえクリニック
春日部	9月4日(火)	14:00~16:10	久喜菖蒲工業団地管理センター
	9月5日(水)	14:00~16:10	春日部市民文化会館
	9月6日(木)	14:00~16:10	草加市文化会館
所沢	9月6日(木)	13:30~16:00	狭山市市民会館
行田	9月6日(木)	13:30~16:00	ワークヒルズ羽生
秩父	9月6日(木)	13:30~16:30	横瀬町町民会館

#### 全国労働衛生週間説明会のお申込み、問い合わせは各協会へ

一般社団法人 浦和地区労働基準協会	048-832-1161
一般社団法人 川口地区労働基準協会	048-258-3756
一般社団法人 大宮地区労働基準協会	048-641-0003
一般社団法人 熊谷地区労働基準協会	048-525-1746
一般社団法人 川越地区労働基準協会	049-244-9422
一般社団法人 春日部労働基準協会	048-736-8743
一般社団法人 所沢地区労働基準協会連合会	04-2922-8382
一般社団法人 行田地区労働基準協会	048-553-5300
一般社団法人 秩父地区労働基準協会	0494-22-3020

『第2回治療と職業生活の両立支援セミナー』が開催されます。 (~がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します~) 平成30年9月21日(金) 13時30分から16時30分 (大宮ソニックシティ4階市民ホール) お申込み・詳細は、別添のリーフレットを参照ください。

# 『第2回治療と職業生活の両立支援セミナー』 ~がん等の病気の治療と仕事の両立を支援します~

主催:埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉県地域両立支援推進チーム構成機関:埼玉労働局、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼玉県 埼玉県医師会、埼玉県立がんセンター、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県社会保険労務士会 埼玉県医療社会事業協会、日本産業カウンセラー協会北関東支部、日本キャリア開発協会

日時:平成30年9月21日(金) 13時30分~16時30分

会場:大宮ソニックシティ4階市民ホール「403・404」

住所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5

定員:150名(参加費無料/どなたでも参加できます)

#### 【セミナープログラム】

1. 主催者挨拶

埼玉労働局長 木塚 欽也 氏

- 2. 治療と職業生活の両立支援セミナーの主旨について 埼玉労働局労働基準部健康安全課長 塩野 七重 氏
- 3. 講演 『がん等の治療と就労の両立』~ 就労継続のために大切なこと~ ~事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン~ ~埼玉産業保健総合支援センターによる個別支援について~ 講師 埼玉産業保健総合支援センター 両立支援促進員 近藤 明美 氏
- 4. 講演 『医療機関の相談事例など』 講師 埼玉県立がんセンター

地域連携・相談支援センターMSW 城谷 法子 氏

5. 講演 『治療と就労の両立支援 職場での取り組み』 講師 パイン(株) 代表取締役 広瀬 佳正 氏、社長室長 宗 綾子 氏

(本件担当 埼玉県経営者協会専務理事 根岸 TEL 048-647-4100)

埼玉県経営者協会 宛 FAX(048-641-0924)

9月21日(金)治療と職業生活の両立支援セミナー参加申込書 貴社名(労組名) 電話番号

役職名	お名前	メールアドレス			

(注) 個人でお申し込みの場合は、会社名、役職名は記入不要です

# 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、 無理なく働き続けてもらうためには、 どうすれば良いのだろうか・・・。







最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置が なければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難し くなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活 を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法 等をまとめています。

# 治療と職業生活の両立支援の大切さ

■ 疾病を抱える労働者が、**業務によって疾病が悪化することのないよう**、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の**就業上の措置や治療に対する配慮**を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられます。

厚生労働省ホームページでは、**ガイドライン本文のほか、 すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報** を掲載しています。

#### 治療と職業生活の両立 厚生労働省



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

# 「埼玉産業保健総合支援センター」(独立行政法人労働者健康安全機構)では、

これから両立支<mark>援に取り組む</mark>企業等の依頼を受けて、両立支援促進員(社会保険労務士、産業カウ ンセラー等の専門<mark>家)が事</mark>業場を訪問し、制度導入の支援等の様々な支援を無料で実施しています。

電話:048-829-2661 (ご利用時間 平日8時30分~17時15分)



埼玉労働局・労働基準監督署